

平成31年度 事業計画

I 基本方針

公益財団法人岡谷市体育協会(以下「当協会」)は、公益財団法人への移行認定から7年目の運営となります。岡谷市のスポーツ団体を統括する団体としてスポーツの果たす社会的役割の重要性を認識し、競技力の向上やスポーツの普及をとおり、市民のスポーツへの関心を高め、市民の健康の増進・体力の向上を図り、健康で豊かな人間性を涵養することを目的とする事業を行います。

事業の実施にあたっては、課題検討委員会での方向性や岡谷市スポーツ推進計画の基本理念、具体的取り組み等を踏まえ、加盟団体、及び関係団体との連携を密にしながらその実現に向け推進します。

II 重点目標

- 1 岡谷市から引き続きスポーツ事業の受託を図ります。
- 2 市民スポーツと競技スポーツを推進します。
- 3 スポーツ少年団の充実を推進します。
- 4 当協会の組織強化と事業の充実を推進します。
- 5 当協会の自主財源の確保を推進します。
- 6 岡谷市のスポーツ施設の充実に向けた取り組みを推進します。

III 事業内容

1 市民スポーツ普及事業

- (1) 市民を対象にした各種大会・教室・イベントの開催と加盟団体が実施する事業を支援し市民の競技力向上と生涯スポーツの振興を図ります。
 - ア 各区対抗体育大会・夏季スポーツ祭・スポーツイベント等の開催
 - イ 市民スポーツ大会の開催・支援
 - ウ 市民スポーツ教室の開催・支援
- (2) 区の体育協会によるスポーツ大会や運動会等の事業を支援し、健康と体力づくり及び区民の親睦を図ります。
- (3) 学校体育施設の有効利用を促進し、市民のスポーツ普及と体力の向上を図ります。

2 競技力向上事業

市民・市外の選手を募って開催するスポーツ大会と加盟団体が実施する事業を支援し競技団体の組織強化と上位の大会進出を目指す選手の拡大を図り、市民の競技力向上とスポーツの振興を図ります。

- ア 競技力向上スポーツ大会の開催・支援を行います。
- イ 全国大会規模への出場者に激励金を交付、また実績に対して表彰を行います。

3 スポーツ少年団育成事業

スポーツ活動を通して心身の健全な発達を目的としたスポーツ少年団を育成するとともに団相互の親睦を図ります。また、スポーツ少年団に必要な指導者のための事業を推進します。

地域の各少年スポーツチームに対しスポーツ少年団の活動等を積極的に宣伝し新規加盟に努めます。

- (1) 競技活動。
- (2) 指導者育成活動
- (3) 交流活動
- (4) 開発普及活動

4 指導者の育成事業

競技選手育成の要となる指導者が共通理念を持つために指導者養成講習会等を開催し指導者の養成と更なる資質向上を図ります。

市民スポーツに有益な講習会等を企画し、市民へのスポーツに対する理解を高めるための指導者の養成と資質の向上を図ります。

5 広報活動事業

市民のスポーツに対する理解と関心を高め、スポーツ事業への参加を促すため、広報紙の発行、ホームページの内容の充実などにより、情報を積極的に発信して行きます。

(1) 広報紙「体協だより」の発行。

発行回数 年2回(原則)、発行時期 9月、3月

(2) ホームページによる情報提供。

6 岡谷市運動施設(設備)に関する取り組みの推進

スポーツ施設に関する要望(新設・改修・補修・運営等)については、引き続き当協会が全体の状況を把握し、その必要性や優先度等を公平に判断するなかで利用者の安全確保を図ることを最優先に推進します。

(1) 加盟団体の要望事項の調査実施。

(2) 要望事項を取りまとめ必要な場合現地確認等を実施。

(3) 優先度を区分して、市へ要望、整備促進を図ります。

(4) 市体育施設・学校体育施設のより効果的利用の促進を行政へ提案します。

7 加盟団体の組織充実と相互の連携強化

事業・予算等必要な事項について、当協会との連携を密にし円滑な事業運営を行います。

(1) 加盟団体代表者会議を開催し、相互の連携を図ります。

(2) 加盟団体の自立運営に向けた支援を図ります。

(3) 公益法人遵守事項等について、実態に即した支援と助言・指導を行います。

8 体育協会の組織強化と充実

当協会の諸事業を効率よく実施するため組織の充実を図り、実施にあたっては専門委員会を中心に活動の活性化を図ります。

(1) 総務委員会

(2) 事業委員会

(3) 広報委員会

(4) スポーツ少年団委員会

9 自主財源の確保

事業の充実を図るため、現状の補助金や負担金等の依存度の高い運営から脱却し公益性を生かした自主財源の確保に努めます。

(1) 税法上の優遇措置を受けられる利点を生かした賛助会員の拡大に努めます。

(2) 引き続き自動販売機を設置し施設利用者や事業の参加者への利便の供与を図ります、

(3) 他財源の検討を行います。

10 体育功労者の表彰

表彰規程により、体育・スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すると共に全国大会等に出場する個人・団体に対し激励し、市民のスポーツに対する意識高揚を目指すなどスポーツの振興を図ります。

- (1) 栄光表彰
- (2) 有功表彰
- (3) 褒賞

11 岡谷市体育協会の名称変更について

「(公財)日本体育協会」は名称を「(公財)日本スポーツ協会」に変更(平成30年4月1日)になりました。また、「(公財)長野県体育協会」は平成31年4月1日から「(公財)長野県スポーツ協会」と名称が変わります。

当協会は、上部団体の名称変更を受けて、「(公財)岡谷市スポーツ協会(仮称)」の名称とすることへの検討を平成31年度中に進めます。